

○社会福祉法人佐渡前浜福祉会居宅介護 支援事業運営規程

(平成17年3月29日制定)

改正 平成18年3月24日

改正 平成27年3月27日

改正 平成29年7月1日

改正 令和6年1月25日

(事業の目的)

第1条 この事業は、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法の基本理念に基づき、居宅要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供を努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 スマイル赤泊
- (2) 事業所の所在地 新潟県佐渡市徳和6207番地2

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条

- (1) 管理者（介護支援専門員と兼務） 1名
- (2) 介護支援専門員 1名

それ以上については利用者の状況に応じて増員する。

介護支援業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む。）、リフレッシュ休暇、年末年始（12月31日から1月3日）を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(居宅介護支援の提供方法)

第6条 居宅介護支援の提供については、次の方法によるものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、当事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 利用者の相談を受ける場所として居宅介護支援事業所相談室を利用する。ただし、利用者の希望により居宅等においても行う。
- (3) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意、配慮する。
 - ア 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供する。
 - イ 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、面接の趣旨や目的を充分に説明し、理解を得るようにする。
 - ウ 利用者や家族の希望、課題分析の結果把握された課題に基づき地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

これを、原案に位置付けられた居宅サービスの提供担当者を招集して行われる会議（原則として居宅介護支援事業所会議室で行う。ただし、必要に応じて居宅介護サービス事業所の事務室等を用いる。）において、各担当者からの専門的意見を聴取し、指定居宅サービス計画の原案を修正する。

エ ウにより作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して充分に説明を行い、文書により同意を得たうえで、利用者及びサービス提供事業者に交付する。

オ 居宅サービス計画は、主治医の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。

カ 指定居宅サービスの提供が、特定の次期又は特定の種類もしくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。

キ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず保険対象外の保健医療サービスやボランティアなどによるサービスの利用も、努めて盛り込むよう配慮する。

- (4) 介護サービス計画を作成し、サービス提供状況及びサービスの変更の必要性などを確認するための訪問（モニタリング）を少なくとも1か月に1回行い、モニタリングの結果は記録する。

利用者の容体が安定しており、かつ介護サービスが計画に従って順調に提供されている場合においても、少なくとも1か月に1回利用者の居宅を訪問し利用者に面接する。

なお、これに関わらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護度等に変動があった場合は、要介護者の状況を把握できるよう、必要性に応じて訪問頻度を高めるものとする。

(5) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう説明すること。

(利用料その他の費用の額)

第7条 この事業の提供を受けたときの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とする。

2 前項の利用料のほか次に定める費用は、利用者の任意に係るものであり利用者が負担するものとする。

(1) 複写代 1枚につき 10円

3 前各号に掲げる利用料の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(又は記名押印)を受けることとする。

(緊急時の対応方法)

第8条 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問中に利用者の病状、状態に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常事業をする地域は、次のとおりとする。

佐渡市(小木地区、羽茂地区、赤泊地区)

(苦情及びハラスメント処理)

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はその家族等からの苦情及びハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（職員の研修）

第12条 事業所は、社会的使命を充分に認識し、職員の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防、感染症等の事項に関して、研修機関が実施する研修への参加や当該事業所内における研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に居宅介護支援事業を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

（衛生管理）

第13条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応方針を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

（業務継続計画）

第14条 事業所は、業務継続計画の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が計測して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（秘密の保持）

第15条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を決して漏洩してはならない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

（苦情及び事故対応）

第16条 事業所は、提供した居宅介護支援事業について利用者又はその家族からの苦情、又は利用者に事故があった場合は、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する書類を整備し、その完結の日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月26日）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和6年1月25日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。